

平成 28 年度第 2 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成 29 年 2 月 23 日 (木)

午後 2 時から午後 2 時 40 分まで

場所 一宮保健所 4 階 大会議室

発言者	発言内容
事務局 (一宮保健所次長)	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成 28 年度第 2 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の山口と申します。</p> <p>よろしくお願ひ致します。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長 濵谷から御挨拶申し上げますので、よろしくお願ひ致します。</p>
事務局 (一宮保健所所長)	<p>一宮保健所長の濵谷でございます。開会にあたりまして事務局を代表致しまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>日ごろは、それぞれのお立場で、尾張西部医療圏域の保健医療福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>この尾張西部圏域保健医療福祉推進会議でございますが、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏における保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施するために、御意見を頂戴致しますとともに関係者の皆様方との連携を目的と致しまして年 2 回開催しているものでございます。</p> <p>さて、本日の会議は 1 つの議題と 2 つの報告事項を用意しております。</p> <p>議題の「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」では、来年度見直しを行います医療計画について御説明し、具体的な計画内容については、「医療計画策定委員会」を設置し、検討していくことについて、御承認いただきたいと考えております。</p>

また、報告事項 1つ目は「病床整備計画について」でございまして、今回、御承認いただく案件はございませんが、現在の病床整備枠についての説明と、来年度の病床整備計画に係る見直しの方向性を説明させていただきます。

報告事項の 2つ目「地域保健医療計画の別表の更新について」では医療計画の別表に記載されている医療機関の変更について御報告するものです。

以上、この地域の誰もがより健康で、安心して暮らせるよう皆様方の御協力をいただきたいと思いますので、大変限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をお願いしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願ひいたします。

事務局
(一宮保健所次長)

次に資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいている資料でございますが、「会議次第」、「出席者名簿」、「資料 1」、「資料 2」、「資料 3-1」を配布させていただきました。

また、本日、配布させていただいている資料でございますが、「配席図」、「参考 1」から「参考 4」まで、「資料 3-2」、「資料 4」、「会議開催要領」、「あいち健康福祉ビジョン年次レポート」、「愛知県地域医療構想」の冊子を配布いたしました。

もし、不足しているものがございましたら、お知らせくださいるようにお願いします。

事務局
(一宮保健所次長)

それでは、本日ご出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。

なお、県側の出席者でございますが、12 番の尾張福祉相談センターチーフ相談員でございますが、急用のため、佐々木課長補佐が代理で参っておりますので御承知おきいただけたらと思います。

また、本日は傍聴者が 3 名ございます。

それでは、会議に入らせていただきますが、傍聴者の

	方におかれましては、会議の傍聴に際しまして、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いします。
事務局 (一宮保健所次長)	<p>それでは次に、議長の選出でございます。</p> <p>本会議の議長につきましては、配付してございます当会議の開催要領第4条第2項によりまして、出席者の方の互選により決定することとなっておりますが、特に御異議がなければ、前回に引き続きまして、一宮市医師会長の野村様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
	(異議なしの発言あり)
事務局 (一宮保健所次長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、出席者の皆様の総意といたしまして、一宮市医師会長の野村様に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま、議長として指名を受けた野村でございます。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局の方から御説明ください。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>当会議でございますが、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。したがいまして、すべて公開で行いたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御承知いただくようよろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」事務局から御説明をお願いします。</p>

事務局 (一宮保健所課長補佐)	<p>はい。それでは、議題「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」説明させていただきます。</p> <p>「資料1」をご覧ください。</p> <p>この医療計画の見直しにつきましては、昨年10月11日に開催されました「愛知県医療審議会」において承認いただいた内容を基に説明をさせていただきます。</p> <p>「1趣旨」につきましては、医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として、医療計画を策定しております。</p> <p>昭和62年8月の策定から過去7回の見直しを経まして、現在の「愛知県地域保健医療計画」に至っておりますが、現在の「愛知県地域保健医療計画」の計画期間が平成29年度までとなっているため、計画を見直し、平成30年3月を目途に次期医療計画を公示したいと考えております。</p> <p>「2計画期間」ですが、医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、6年ごとに必要があると認めるときは変更するとされておりますので、次期医療計画の計画期間を平成30年度から35年度までの6年間としております。</p> <p>「3見直し方針」の(1)ですが、本県の医療計画は、県全体の「愛知県地域保健医療計画」と、2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を別冊として作成しております。</p> <p>次期計画についても同様の構成にしたいと考えておりますが、当圏域会議において、尾張西部医療圏の「医療圏保健医療計画」の見直し作業を行っていくこととなります。</p> <p>(2)ですが、医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされております。</p> <p>次期計画においては、昨年10月に策定をしました「愛知県地域医療構想」において設定した「構想区域」や、平成30年度に同時改定となります次期「介護保険事業支援計画」において設定する「老人福祉圏域」等を考慮</p>
--------------------	---

しながら検討を行うこととされました。

構想区域の設定に当たっては、昨年度の当圏域会議において、2次医療圏を構想区域とすることについてご承認をいただいておりますが、その際に説明をさせていただいたとおり、国の「地域医療構想策定ガイドライン」において、構想区域は2次医療圏を原則として検討することとなっております。

現行の2次医療圏と異なる構想区域の設定を行った場合は、平成30年度からの次期医療計画策定の際に、2次医療圏と構想区域は一致させることが適当であるとされていることから、本県としては、次期計画における2次医療圏については、地域医療構想における構想区域と一致させることを考えております。

また、介護保険事業支援計画でサービスの種類ごとの量の見込み、これは利用者数の見込みでございますが、これを定めている老人福祉圏域につきましては、現在、国の検討会において、「2次医療圏との整合性を踏まえて検討することが必要である」等の意見が提示されているところでありますが、整合性を踏まえた設定については、今後、国の正式な通知を待って検討を進めてまいります。

(3)の基準病床数につきましては、国が新たに示す算定方式に基づき見直しを行います。

(4)次期計画は、現行の計画をベースとしまして、掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行うこととしております。「医療圏保健医療計画」の見直しについては、従来どおり県計画との整合性を保ちつつ作業を進めていくこととします。

なお、現行計画の概要を「参考1」、尾張西部医療圏保健医療計画を「参考4」として配布させていただいております。

つづきまして(5)ですが、本県において「介護保険事業支援計画」として策定しております「愛知県高齢者健康福祉計画」につきましては、次期医療計画と同時に見直しが行われることになりますが、医療計画の一部とし

て策定した地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、計画の見直しにおいても整合性を図っていきたいと考えております。

(6) 次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化することとしております。

なお、医療計画の各項目の内容につきましては、周産期医療協議会を始め、資料の「参考2」にあります関連の協議会等においても審議を行います。

(7) 医療計画の見直しに関しましては、国から「医療計画作成指針」等が示され、指針等に基づき作業を進め予定です。現在、国において指針の見直し等の検討が進められており、「参考3」のとおり昨年12月26日に意見がとりまとめられた状況となっております。

今後、検討会における意見等を踏まえ、国から各都道府県に新指針等が提示される予定となっておりますので、新指針を踏まえ、見直し作業を進めることとしますが、策定期間が限られていることから、現時点で対応可能な作業については、先行して進めていくことになります。

「4調査」ですが、(1)患者一日実態調査につきましては、基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査させていただくものです。

(2) その他としまして、県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、既存の愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用します。

「5見直し体制」についてですが、まず、計画の見直し全体に関しましては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくことになります。

県計画につきましては、医療審議会医療体制部会において審議、検討を行っていきます。

圏域計画につきましては、保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めますが、具体的な作業については、前回の見直しと同様、資料にありますとおり圏域会議の下に「医療計画策定委員会（前回は「医療計画策定部

会」)」を設置して、当圏域の計画案を作成していきたいと考えております。

医療計画策定委員会の委員につきましては、前回見直し時の委員をベースで調整させていただきますが、時間もないことから、議長一任での対応とさせていただきたいと考えております。

「6スケジュール(予定)」ですが、平成30年3月を目途に作業を進めたいと考えております。医療審議会には、昨年10月に医療計画の策定について諮詢をしております。今月14日には、医療体制部会においては計画の作成方針等を検討したところであります。

圏域計画の見直しにつきましては、本日、「医療計画策定委員会」の設置について御承認いただければ、医療体制部会において検討された計画の作成方針等を基に、3月に策定委員会を開催し、見直し作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

議長

よろしいでしょうか。

議長

それでは、この「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」ですが、今後は医療計画策定委員会を設置して、検討をしていくことで、委員会構成員については議長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

議長

はい。ありがとうございます。それでは、議長一任とさせていただきます。

議長

つづきまして、報告事項(1)「病床整備計画について」事務局の方から説明をお願いします。

事務局
(一宮保健所課長補佐)

それでは、報告事項(1)「病床整備計画について」説明させていただきます。

「資料2」をご覧ください。

こちらは平成28年9月30日現在の既存病床数等の表となります。

病床整備につきましては、医療法第30条の4に基づき、都道府県において医療提供体制の確保を図るための計画策定が義務付けられております。

表中の基準病床数及び既存病床数の表側、病床種別的一般病床及び療養病床は、医療計画の単位となる医療圏として県内12区域が定められております。

基準病床数につきましては、その地域にどの程度の病床数を整備すべきか、という整備目標として省令で定められた算定式に基づき医療圏ごとに算定されております。

次に既存病床数の部分ですが、尾張整備医療圏の欄をご覧いただくと、括弧書きの数字と二段に分かれているかと思います。

上段の数字は実際に許可されている病床数、下段の数字は承認済みの病床整備計画を反映させた病床数ということになります。

病院・診療所の病床整備につきましては、この基準病床数及び既存病床数に基づき整備することになっており、現在、この尾張西部医療圏におきましては、基準病床数3,676床に対して、下段の括弧書きの既存病床数3,641床、差引数35床ということで、35床の整備が可能となっております。

平成28年度第2回目の病床整備計画の受付期間は、昨年11月28日から12月16日まででしたが、今回この期間に尾張西部医療圏での病床整備計画の提出はありませんでした。

また、来年度、病床整備計画の取扱いの見直しが予定されております。ので、情報提供させていただきます。

変更内容としましては、病床整備計画を提出する際にあらかじめ「地区医師会等の関係団体と協議するよう指

	<p>導することについて規定される」ということ、また、「地域医療構想を踏まえた病床整備を図る観点から、地域医療構想推進委員会の意見を聞くこととする」というものです。</p> <p>この変更の取扱いについては、まだ正式に保健所あてに通知はきておりませんが、この方向性につきましては 2 月 14 日に開催されました医療体制部会において承認されたということの情報を得ておりますので、情報提供をさせていただきます。</p> <p>以上、病床整備計画についての報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。</p>
議長	よろしいでしょうか。
議長	ありがとうございました。
議長	続きまして、報告事項(2)「地域保健医療計画別表の更新について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (一宮保健所課長補佐)	<p>それでは、報告事項(2)「地域保健医療計画別表の更新について」説明させていただきます。</p> <p>「資料 3-2」をご覧ください。</p> <p>こちらは平成 29 年 2 月 1 日付けで更新された地域保健医療計画の別表となります。</p> <p>1 枚おめくりいただき目次を御覧ください。尾張西部医療圏の変更点は、「1 「がん」の体系図に記載されている医療機関名」、「2 「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名」及び「10 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号 (在宅) に該当する医療機関」の部分であります。</p> <p>変更点について抜き出したものが「資料 3-1」となりますのでご覧ください。</p>

尾張西部医療圏の前回報告からの変更点は3点になります。

「1 「がん」の体系図に記載されている医療機関名」の変更です。

がん医療を提供する病院「胃」において、泰玄会病院が追加されました。

「乳腺」において、厚生連稻沢厚生病院が追加されました。

「肝臓」において、一宮西病院、山下病院が追加されました。

「子宮」において、大雄会第一病院が削除され、一宮西病院が追加されました。

注2を御覧ください。「がん医療を提供する病院」とは、愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）において部位別に年間手術10件以上実施した病院です。

次に、「2 「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名」の変更です。

「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」その下、「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」において、稻沢市民病院が追加されました。

注3を御覧ください。「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院（平成28年10月1日現在）、又は、愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）において脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院です。

つづきまして、「10 医療法施行規則第1条の14 第7項第1号（在宅）に該当する医療機関」の変更です。

愛北ハートクリニックが追加されました。

こちらは、前回圏域会議で御報告しました愛北ハートクリニックの病床整備計画を、医療法施行規則第1条の14第7項第1号（在宅）に該当するとして承認したことによるものです。

これらの別表については、随時更新となっております

	<p>ので、今後も変更点がありましたら本会議で報告させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問ござりますでしょうか。</p>
議長	よろしいでしょうか。
議長	他のことでも、全体を通してでもよろしいですけどいかがでしょうか。
議長	<p>質問がなければこれで予定の議事を終了致します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
議長	それでは事務局の方からその他に何かありますか。
事務局 (一宮保健所次長)	<p>それでは、お手元に配布させていただいております資料について紹介させていただきたいと思います。</p> <p>「資料4」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催について」でございます。</p> <p>県で地域包括ケアモデル事業の3年間の取組状況について御報告をさせていただくものでございまして、尾張地区につきましては、3(1)でございます、3月21日の火曜日午後1時から名古屋市にございます吹上ホールで開催予定でございますので、御興味、御感心のある方は御参加いただけたらというふうに存じます。</p> <p>つづきまして、「あいち健康福祉ビジョン年次レポート」と、「愛知県地域医療構想」の二つの冊子でございますが、お時間のある時にご覧いただけたらと存じます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か御意見ございましたらよろしくお願ひ致します。</p>

議長	ございませんか。よろしいですね。 意見もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。 それでは、事務局へ進行を戻します。
事務局 (一宮保健所次長)	ありがとうございました。 閉会にあたりまして、一宮保健所長からご挨拶申し上げます。
事務局 (一宮保健所所長)	本日は、医療計画策定委員会の設置につきまして、御検討いただき、承認をいただきまして誠にありがとうございました。 また、本日検討した事項でございますが、来年度に向けて策定委員会で検討していくことになりますので、また皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございました。
事務局 (一宮保健所次長)	これをもちまして、平成28年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。 なお、3時からでございますが、若干の席替えを致しまして、尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を引き続き開催いたしますので、関係の委員の皆様方はよろしくお願いします。 本日はどうもありがとうございました。